資源物売買（Ａ地区）契約書

駒ヶ根市長　伊藤 祐三（以下「甲」という。）と、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）は、甲が業務委託して乙が収集運搬した資源物について、甲が売り渡し、乙がこれを買い受けることについて、次のとおり売買契約を締結する。

（総則）

第１条　甲乙両者は信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

２　乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（資源物）

第２条　対象とする資源物は、甲乙間で別に締結する資源物収集運搬業務委託（Ａ地区）契約（以下「収集運搬業務契約書」という。）に基づき、甲が乙に収集運搬を委託する資源物（新聞、雑誌・雑紙、段ボール、牛乳パック、布類、アルミ類）とする。

（契約期間）

第３条　本契約の期間は、令和６年４月１日から令和７年３月31日までとする。

（売買単価）

第４条　資源物１kg当たりの単価は、次のとおりとする。

(1)新聞	円	（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額	円）
(2)雑誌・雑紙	円	（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額	円）
(3)段ボール	円	（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額	円）
(4)牛乳パック	円	（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額	円）
(5)布類	円	（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額	円）
(6)アルミ類	円	（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額	円）

（売買代金）

第５条　売買代金は、収集運搬業務契約書第７条による報告を基に月ごとに算出する。

２　売買代金は、前項の報告による量に乗じて得た額の合計額とする。なお、この額に円未満の端数が生じた場合は、四捨五入するものとする。

（売買代金の支払）

第６条　甲は、前条により得た代金をもって乙に書面により請求するものとする。

２　乙は、前項の請求書を受理した日から30日以内に甲に支払うものとする。

（権利義務の譲渡、承継）

第７条　乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、甲が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

（契約の解除）

第８条　収集運搬業務契約書が解除となった場合は、本契約を解除する。ただし、現に収集運搬した資源物がある場合は、当該資源物に係る売買については、なお本契約による。

（受注者の解除権）

第９条　本契約における乙の解除権については、収集運搬業務契約書第12条の規定を適用するものとする。

（その他）

第10条　この契約の締結後において、６ヶ月経過した時点で、資源物取引相場の変動について甲乙協議し、契約内容が著しく不適当であると判断されたときは、第４条に規定する売買単価を変更することができるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、資源物取引相場の上昇、下落等経済状況の激変により、甲乙協議して契約内容が著しく不適当である判断されたときは、第4条に規定する売買単価を変更することができるものとする。

（補則）

第11条　本契約について、甲乙間に疑義があるとき、または、本契約に定めのない事項については、関係法令の定めるところによるほか、甲乙協議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和６年４月１日

甲　長野県駒ヶ根市赤須町２０番１号
　　長野県　駒ヶ根市長　伊　藤　祐　三

乙